

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

| | | | | | | | |
|------------------|---|----------|-----------------|----------|-------|-----------|--|
| 法令名 | 介護保険法 | 法令番号 | 平成 9 年法律第 123 号 | | | | |
| 手続名 | 介護医療院の使用制限 | 根拠条項 | 第 114 条の 3 | | | | |
| 処 分 基 準 | <p>(1) 介護医療院が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 1 項に規定する施設を有しなくなったとき</p> <p>(2) 介護医療院が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 3 項に規定する介護医療院の設備並びに運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったとき</p> <p>(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号）</p> <p>(4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）</p> | | | | | | |
| 対応 区分 | 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 | 処理 機関 | 長寿社会課 | 交付 機関 | 長寿社会課 | 目次 No. | |